

## 【政治・経済／公共】

### ～ClassPad.net のリンクふせん・授業支援機能を活用する～

基本的人権(人身の自由)－刑事手続きと被疑者・被告人の人権保障に関する探究授業  
具体例を確認して知識を深めるとともに、人権やその保障制度について能動的に思考する。

#### 【本授業の目的・狙い・到達目標】

教師向けの目標：基本的人権に関する具体例や制度の課題などを、動画や画像を用いて説明し、生徒の基本的人権への体感や課題解決への参画意識を喚起する。

生徒向けの目標：基本的人権の重要性を体感的に理解し、課題についての思考・理解を深める。

#### 【ClassPad.net 活用によるメリット】

- ・生徒の理解促進：教科書やプリント以上の当時の報道映像などの資料を提供できることで、疑似体験的に単元を理解させることができる。
- ・生徒の集中力アップ：動画や画像コンテンツを含むことで、視覚的にイメージを膨らませ、授業に集中させることができる。
- ・個別最適学習：課題添削機能による個別のフィードバックや課題管理画面での生徒同士の確認によって、自身の考えの相対化を効率的に行わせることができる。

### 授業の流れ

### ClassPad.net での操作

#### step1

授業概要	
2024年9月、事件発生から58年、最高裁での死刑確定から44年の時を経て、再審請求が確定し、歴史に残る冤罪事件となった袴田事件について確認し、刑事手続きにおける被疑者・被告人の人権保障の重要性や、課題を考えていく。	袴田事件に関する映像（1994年～2024年）

#### 概要の説明

袴田事件を題材に、刑事手続きと被疑者・被告人の人権保障やその課題を確認することを説明する。人権保障の重要性や、「残虐な刑罰」の代表例である死刑制度の可否について意識することがテーマであると事前に伝える。

#### step2

袴田事件の経過	
1966年 事件発生、捜査記録	1966年 最高裁による死刑確定（1994年に再審請求）
1976年 再審請求が確定し、「冤罪の疑念」が浮き上がる。2006年、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。	2006年 最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。
2011年 袴田事件は冤罪と認められ、再審請求が確定し、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。	2011年 袴田事件は冤罪と認められ、再審請求が確定し、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。
2016年 最高裁で再審請求が確定し、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。	2016年 最高裁で再審請求が確定し、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。
2024年 最高裁で再審請求が確定し、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。	2024年 最高裁で再審請求が確定し、最高裁で再審請求が確定し、袴田事件は冤罪と認められる。

#### 扱う題材の説明

1966年に罪に問われる～1980年最高裁で死刑判決～2024年9月に無罪判決という流れを表を用いて説明する。詳細は報道動画を一緒に視聴し確認させる。

表はExcelなどを用いて作成し、ファイルふせんにはりつけて、電子コクブンやプロジェクターなどで提示する。

報道動画は、YouTube動画「【袴田事件とは】58年前に静岡・旧清水市で一家4人が殺害された事件…無実訴え続けた巖さんの闘い振り返る」(<https://www.youtube.com/watch?v=RMQAfpcsZQA>)のURLを貼り付けたリンクふせんを用いて視聴する。

### step3

刑事手続の流れ

立	手続名	権限	憲法の条項	内閣府
検	逮捕	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
	検察官による捜査	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
検	起訴	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
検	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
検	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
検	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4
	起訴状	検察官	● 憲法第35条の4第1項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第2項(逮捕手続) ● 憲法第35条の4第3項(逮捕手続)	憲法第35条の4

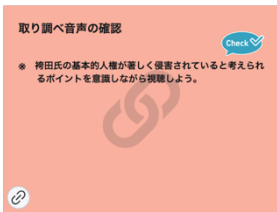
### 考察の前提条件の提示①

刑事手続の流れを図で提示し、step2で  
視聴した袴田事件の流れになぞらえて説明する。その際、手続の段階ごとに、関係する憲法条項とその条文も併せて提示する。

刑事手続の流れの図は、ファイルふせんに貼り付けて、電子黒板やプロジェクターなどで提示する。関連する憲法条文もテキストふせんを用いて表示し、上記の図と交互に見られる形式をとる。説明の際に出てくる用語は、EX-word機能を用いて確認する。

※Ex-word機能は有償になります。別途ご購入いただくことでこの機能をご利用いただけます。

### step4



### 音声の確認

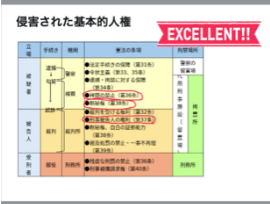
再び動画を視聴し、袴田事件の取り調べ音声を確認する。その際、取り調べが基本的人権の観点から問題であったことが指摘されていることを伝え、どこが問題であるかを意識して視聴するよう伝える。(次stepで問題点を確認・共有)

動画は、YouTube 動画「『お前が4人を殺した』無実訴える袴田さんを厳しく追及 当時の取り調べ音声」(<https://www.youtube.com/watch?v=OKdAUCZCmJ0>)のURLを貼り付けたリンクふせんを用いて視聴する。

### step5

侵害された基本的人権

EXCELLENT!!



袴田事件の取り調べ音声を視聴し、その中で侵害された基本的人権を特定し、憲法条項と関連づけて説明する。

### 考察の前提条件の提示②

先ほどの刑事事件の流れの図と憲法条文を再び提示し、袴田事件において侵害されていた基本的人権を生徒に考えてもらう。その後、侵害されていたと考えられる人権を、憲法条文を示しながら説明する。

step3で示した憲法条文が書かれたテキストふせんを送受信機能で生徒に共有する。生徒には、侵害された人権に関する条文を選ばせ、手書き機能で直接○をつけさせる。

### step6

日本国憲法第12条(一部)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

考察：袴田氏の例は、事件発生時から判決に至るまで、国家および関係者が基本的人権を尊重する意図や努力を欠いたゆえの人災といえる。

重大な冤罪事例から、人権保障の重要性を改めて認識しなければならない。

まとめと考察②

問 袴田事件の例をふまえて、「死刑制度」の可否をどう考えるか?

→ 授業の残り時間でテキストふせんに記入  
授業終了時に提出

- 次回授業時、匿名で意見を共有し、それぞれの意見や立場の違いを比較・検討する予定
- 正解はなく、「死刑制度」に賛成or反対など、どの立場から意見を述べても構わない。
- 人権保障の重要性を認識しながら課題に向き合うことに意義

### まとめ・宿題

袴田事件では、冤罪のまま死刑が執行される可能性があったことをふまえ、憲法第12条に規定された不断の努力による人権保障の重要性を確認する。その後、授業内課題として、以上の事例をふまえたうえで、死刑制度の可否をどう考えるか、課題を配布し、生徒に文字数制限なしで記述させ、提出させる。その際、正解はなく、どのような立場から述べても問題がないことを丁寧に説明し、留意させる。また、後に各自の意見を匿名で共有することを十分に説明する。

事前に作成しておいた授業内容のまとめを記載したテキストふせんを、授業支援機能で生徒に共有する。それを参考に、死刑制度の可否に関する考えもテキストふせんに記述させ、指定日までに授業支援機能を用いて回収する。

## step7

### 賛成意見の例

- 嫌疑者・遺族の感情に配慮するべき。
- 凶悪犯から社会の安心を守るために必要である。
- 冤罪可能性を考慮しても、社会秩序へのメリットがある。

など

### 反対意見の例

- 日本国憲法第36条「残虐な刑罰の禁止」に違反する。
- 執行後に冤罪が判明しても取り返しがつかない。
- 被告人の更生の可能性を閉じてしまう。

など

## 参考・補足

今回の授業時などに、氏名がわからないようにして、他の生徒がどのような意見を書いたのかを共有する。するどい視点や、課題意識とその解決に積極的な姿勢を示す意見などをいくつか取り上げ、社会事象に参画する姿勢の重要性を説く資料として例示する。その際、可否のどちらか一方に偏った紹介をしないよう十分に留意する。

また、提出されたテキストふせんは、添削やコメントとともに個別に返却する。

step6 で回収した課題を共有する際は、生徒氏名を非表示にして電子黒板・プロジェクターなどで見せるなど、プライバシーに配慮する。

また、提出されたテキストふせんには、個別に添削・コメント付けを行った後、授業支援機能を用いて本人に返却する。